

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 固定資産の減価償却方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

2. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

数理計算上の差異は、その発生年度の費用として処理しております。

3. 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式を採用しております。

4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

連結納税制度を適用しております。

5. 収益及び費用の計上基準

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号平成30年 3月30日)及び

「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号平成30年 3月30日)を適用しており、約束した財またはサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。